

奈良工業高等専門学校学生相談室規程

平成17年4月1日制定

平成19年4月1日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、学生相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(目的)

第2条 相談室は、学生生活の中で生じる諸問題の相談について、学生自身がその問題の解決に至るよう適切な助言及び援助を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 相談室は、次の各号に掲げる者（以下「相談室員」という。）をもって組織する。

- 一 相談室長
- 二 副相談室長
- 三 相談員 若干名
- 四 心理カウンセラー
- 五 看護師

2 相談室長（以下「室長」という。）、副相談室長（以下「副室長」という）及び相談員は、本校教職員のうちから校長が任命する。その任期は1年とし、再任を妨げない。

3 第1項第1号から第3号の相談室員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

4 心理カウンセラーは、臨床心理に関する専門的知識、経験を有する者に校長が委嘱する。

(業務)

第4条 相談室においては、次に掲げる業務を行う。

- 一 学生の修学、その他個人的な相談に関すること。
- 二 学生の精神衛生上必要な相談及び援助に関すること。
- 三 相談室の業務の実施に必要な研修、啓発に関すること。
- 四 他機関との連絡、情報交換に関すること。
- 五 相談室の業務に必要な調査研究に関すること。
- 六 その他学生相談に必要な業務の実施に関すること。

(業務の処理)

第5条 室長は、相談室の業務を統括する。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときはその職務を代行する。

3 相談員は、相談室の業務に従事する。

(守秘義務)

第6条 相談室の業務に関わる者は、業務上知り得た秘密を厳守しなければならない。ただし、事態の緊急性等に鑑み校長に報告する必要がある場合は、この限りでない。

(相談室への連絡)

第7条 第3条に掲げる者以外の教職員は、相談室員の助言、援助が必要と思われる学生を認めるときは、速やかに相談室に連絡するものとする。

(相談室の事務)

第8条 相談室に関する事務は、学生課で行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、相談室の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校学生相談室規則（平成13年10月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。